

文教委員会資料①

1 請願・陳情の審査

(1) 請願第9号 わくわくプラザ事業及び自主学童保育の検証に関する請願

資料 わくわくプラザ事業及び自主学童保育の検証に関する請願について

こども未来局

(令和5年11月17日)

請願第9号 わくわくプラザ事業及び自主学童保育の検証に関する請願について

1 わくわくプラザ事業実施までの経緯

- 昭和37年留守家庭児事業開始
- 平成11年に待機児童解消のため川崎市青少年問題協議会から、意見具申がされ、わくわくプラザ事業の推進を図る
- 平成12年度から各区1か所計7か所でモデル実施
- 平成15年4月から全市立小学校114か所で実施
- 平成18年度から指定管理者制度の導入に伴い、指定管理者等が運営
- 平成20年2月から子育て支援・わくわくプラザ事業開始

3 放課後児童健全育成事業とは

事業概要

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。

面積及び職員配置基準

わくわくプラザ事業で実施している放課後児童健全育成事業は国の基準に基づいた「川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」（以下「基準条例」という。）を遵守して実施している。面積及び職員配置は次のとおり。

- ・専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。
 - ・放課後児童支援員の数は、支援の単位※ごとに2人以上とする。
- ※支援単位とはおおむね40名以下の児童集団のことをいう。

2 わくわくプラザ事業内容

全ての児童が通い慣れている小学校施設を活用し、生活の場として安らげる時間と空間を確保するとともに、地域の人々の関わりを求め、心から遊び等を楽しみ、児童も大人も共に生き、共に育ち合う場を作ることにより、豊かな生活体験を通して、生きる力、創造性豊かな心、共感する心を育むよう支援することを目的として、国の「新・放課後子供総合プラン」に基づき、「放課後児童健全育成事業」と「放課後子供教室」を一体的に実施。

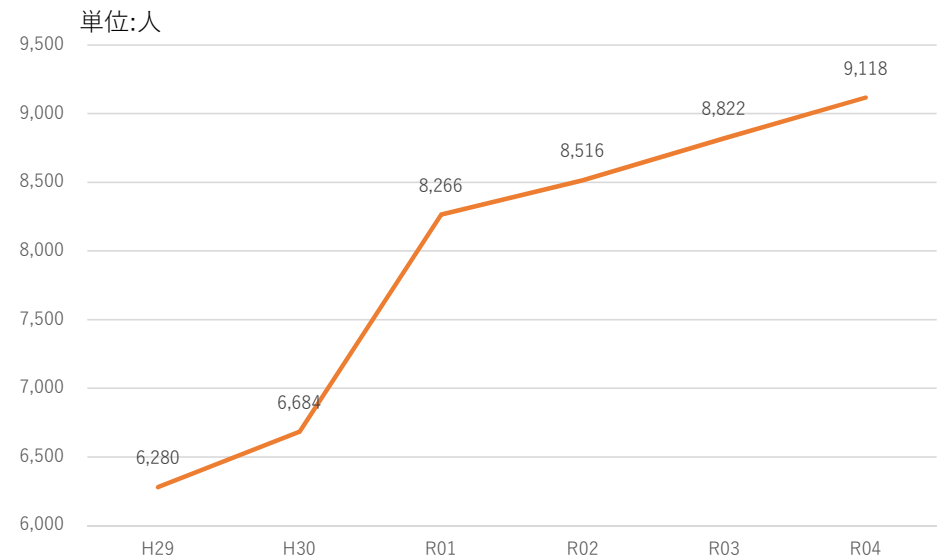
開設場所：市内小学校114校のわくわくプラザ室等

開設時間：平日：放課後～18時、土曜日：8時30分～18時

長期休業日等：8時～18時

対象者：当該小学校区に在住する全ての児童

放課後児童健全育成事業の対象児童数の推移※各年度4月1日時点



請願第9号 わくわくプラザ事業及び自主学童保育の検証に関する請願について

4 わくわくプラザの検証について

- わくわくプラザでは基準条例で面積基準の規定がある児童1人に対して1.65㎡以上となるように、プラザ室の他に教室等を確保し、その他にも放課後子供教室用の教室も確保。
- 日々の利用人数を過去の実績等から推計し、利用児童40人に対して2人以上となるよう職員を配置。
- 保護者や児童のニーズを把握し、わくわくプラザ事業の充実を図るために、2年に1度、利用者満足度調査を実施。
 - ・これまでの結果（10点満点）
 - 平成27年度：7.3
 - 平成29年度：7.3
 - 令和元年度：7.6
 - 令和3年度：7.5
 - 令和5年度：1月中旬から2月中旬実施予定
- 保護者のニーズに対しては次のような取組を実施
 - ・子育て支援・わくわくプラザ事業の開始（平成20年2月から）
 - ・学習タイムの導入（令和元年4月から）
 - ・長期休業期間の開室時間の前倒し（令和元年4月から）
 - ・メール配信サービス開始（令和元年4月から）
 - ・入退室管理システムの試験的導入（令和4年度から）

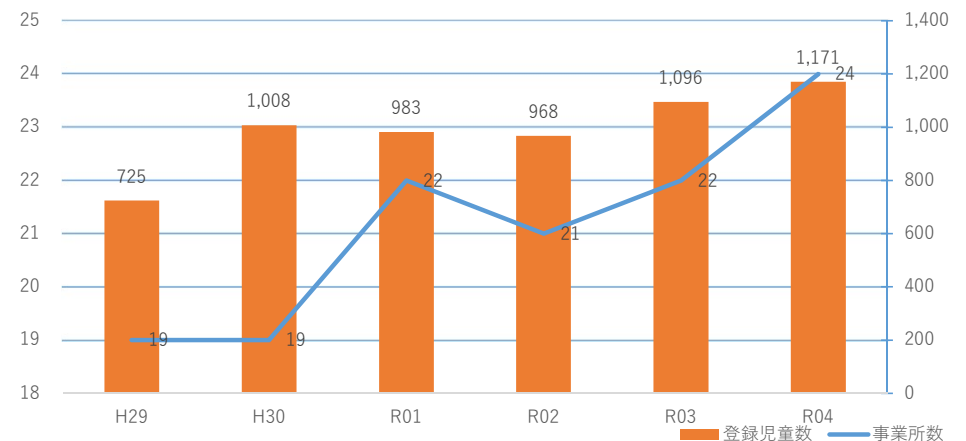
6 民間放課後児童健全育成事業の現状

- 国・都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる。
- 児童福祉法の規定に基づき本市に届出をしている事業所は令和4年4月1日時点で24事業所（令和5年4月1日時点では25事業所）。
- 上記事業所のうち運営しているのが株式会社等が12事業所、運営委員会が6事業所、一般社団法人が2事業所、NPO法人が3事業所、社会福祉法人が1事業所、任意団体が1事業所となっている。

5 わくわくプラザの充実に向けてのアンケート結果

- 対象者
わくわくプラザを利用している保護者・児童だけではなく、現在わくわくプラザを利用していない保護者・児童
- 実施方法
川崎市PTA連絡協議会に所属する単位PTAの会員へL.O.G.O.フォームから回答できるチラシを配布
- 実施期間
令和5年3月2日から3月24日
- 回答件数
2,919件
- わくわくプラザに登録していない理由※複数回答可
 - 子どもが成長して大人の見守りが必要なくなった
755件
 - 自宅等に子どもを見守る人がいる
773件
 - 民間の児童クラブなど他の有料の施設（習い事を除く）に通っている
186件
 - 塾や水泳教室などの習い事に通っている
305件
 - 子どもがわくわくプラザに行きたがらない
530件

本市における民間届出事業所数と登録児童数の推移※各年度5月時点



請願第9号 わくわくプラザ事業及び自主学童保育の検証に関する請願について

7 民間届出事業者への本市の支援の状況について

- 下水道使用料の減免措置及び当該施設の廃棄物における社会福祉関係施設等に係る事業系一般廃棄物収集認定による支援
- 神奈川県や本市で実施している職員向け研修や事業運営に係る情報提供
- 市HPや子育てガイドブック等による広報支援
- コロナ禍においては、職員が新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費、感染拡大の防止対策を図るために必要な経費等に対する補助金の交付
- 地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくりという観点から、「地域子ども・子育て活動支援助成事業」において、毎年、交付希望団体を募り、選定された団体に対し、地域交流等に取り組む放課後児童クラブを含めた補助金の交付

9 本市で補助金交付した場合の試算と他都市の予算状況

○本市で25事業所に補助金を交付した場合の試算

※わくわくプラザと同様の加算

運営費	: 約1億5,100万円
障害児受入推進	: 約1,400万円
キャリアアップ処遇改善	: 約3,300万円
放課後児童支援員等処遇改善	: 約2,200万円
合計	: 約2億2,000万円

※開所日数は250日と想定

※他の長時間開所加算などは加えていない

※障害児受入推進事業は障害児等を受け入れている事業所に補助基準額を乗算

※キャリアアップ処遇改善は事業所の支援単位数に補助基準額を乗算

※放課後児童支援員等処遇改善は職員数に補助基準額を乗算

○他都市予算の状況（令和5年度）※上記以外の加算含む

政令市	: 8事業所約7,100万円から 219事業所約30億7,800万円
特別区	: 3事業所約4,800万円から 73事業所約14億2,100万円

8 民間届出事業者への補助金の交付の状況※令和5年10月時点

	交付している	交付していない
政令市	16*	4
特別区	11	12

※交付要綱を制定し予算計上もしているが、届出している事業所がないため交付していない1自治体、委託料として支出している1自治体を含む。

補助金を交付している他自治体の状況

○他自治体で規定している主な交付条件

- ・株式会社等の営利団体ではないこと
- ・待機児童が発生している地域、公設のクラブが狭隘化している地域
- ・申請時点で登録児童数が一定数以上いること など

補助金を交付していない他自治体の状況

交付していないと回答した政令市及び特別区の主な理由としては届出事業者がいなくは市町村子ども・子育て支援事業計画に位置付けていないため。

10 請願に対する考え方

放課後健全育成事業で届出する事業内容は、概ね国の子ども・子育て支援交付金の補助要件を満たすものと考えておりますが、当該補助金の交付にあたる要綱の交付対象要件は、各自治体の置かれている状況により、様々な状況にあります。

本市では子ども・子育て支援交付金を活用しながら放課後児童健全育成事業を実施しており、わくわくプラザ事業において「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」における量の見込みに対応できることから、民間の放課後児童健全育成事業をプランに位置付けておらず、民間届出事業者へ補助金の交付は行っておりません。

今後につきましては、わくわくプラザ事業の充実にあたり、こどもを取り巻く状況や保護者のニーズを適切に捉えながら、本事業を推進してまいります。